

警察表彰規則の一部を改正する規則案新旧対照条文

警察表彰規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（表彰の種類）            第二条（略）            2～6（略）</p> <p>7 賞誉は、警察職員として功労があり、若しくは成績が優秀であると認められる者に対して、又は業績が優秀であると認められる部署に対して授与する。</p> <p>8 警察協力章は、次の各号に掲げる事項について、特に顕著な功労があると認められる警察部外の者に対して授与する。</p> <p>一 犯罪の予防、鎮圧又は捜査</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護又は救護</p> <p>五 前四号に掲げるもののほか、警察又は警察職員に対する協力</p> <p>9 感謝状は、前項各号に掲げる事項について、功労があると認められる警察部外の者又は団体に対して授与する。</p> <p>（副賞）            第三条 前条の表彰には、賞金その他の副賞を付与することができる。</p> <p>（賞じゆつ金）            第四条 警察職員が、危害を加えられ又は災害を被ることを予断できるにかかわらず、これを顧みることなくその職務を遂行し</p>	<p>（表彰の種類）            第二条（略）            2～6（略）</p> <p>7 賞誉は、警察職員として功労があり、もしくは成績が優秀であると認められる者に対して、または、業績が優秀であると認められる部署に対して授与する。</p> <p>8 警察協力章は、次の各号に掲げる事項について、特に顕著な功労があると認められる警察部外の者に対して授与する。</p> <p>一 犯罪の予防、鎮圧または捜査</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 水火災その他の災害または変事における警戒、防護、もしくは救護</p> <p>五 前四号に掲げるもののほか、警察または警察職員に対する協力</p> <p>9 感謝状は、前項各号に掲げる事項について、功労があると認められる警察部外の者または団体に対して授与する。</p> <p>（副賞）            第三条 前条の表彰には、賞金その他の副賞を付与することができる。</p> <p>（賞じゆつ金）            第四条 警察職員が、危害を加えられまたは災害をこうむることを予断できるにかかわらず、これをかえりみることなくその職</p>

たことに基づいて、危害又は災害を受け、そのため障害の状態になり、又は死亡し、第二条第二項から第五項までに該当して警察勲功章、警察功労章、警察功績章又は賞詞を授与された場合においては、賞じゆつ金を付与することができる。

(賞じゆつ金の種類等)

第五条 前条の賞じゆつ金の種類及び金額は、別表第一に定めるとおりとする。

(殉職者特別賞じゆつ金)

第五条の二 前二条の規定にかかわらず、警察職員が上官の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、危害を加えられ又は災害を被ることが予断できるとにかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて危害又は災害を受けた結果死亡し、第二条第二項に該当して警察勲功章を授与された場合においては、三、〇〇〇万円以下(当該警察職員が警察庁の職員又は地方警務官(警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官のうち、その者又はその者の遺族が当該事案に関し都道府県から金員を交付されるもの以外のものをいう。別表第一において同じ。))である場合にあつては、六、〇〇〇万円以下)の殉職者特別賞じゆつ金を付与することができる。

2 殉職者特別賞じゆつ金の減額については、別表第一備考七の規定を準用する。

(表彰授与者)

第六条 (略)

2 4 (略)

務を遂行したことに基づいて、危害または災害を受け、そのため障害の状態になり、または死亡し、第二条第二項から第五項までに該当して警察勲功章、警察功労章、警察功績章または賞詞を授与された場合においては、賞じゆつ金を附与することができる。

(賞じゆつ金の種類等)

第五条 前条の賞じゆつ金の種類及び金額は、別表第一に定めるとおりとする。

(殉職者特別賞じゆつ金)

第五条の二 前二条の規定にかかわらず、警察職員が上官の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、危害を加えられることが予断できるとにかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて危害を受けた結果死亡し、第二条第二項に該当して警察勲功章を授与された場合においては、三、〇〇〇万円以下(当該警察職員が警察庁の職員又は地方警務官(警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官のうち、その者又はその者の遺族が当該事案に関し都道府県から金員を交付されるもの以外のものをいう。別表第一において同じ。))である場合にあつては、六、〇〇〇万円以下)の殉職者特別賞じゆつ金を付与することができる。

2 殉職者特別賞じゆつ金の減額については、別表第一備考七の規定を準用する。

(表彰授与者)

第六条 (略)

2 4 (略)

5 賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金は、警察庁長官が付与する。

(死亡又は退職時の表彰)

第七条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日に遡つて表彰する。

(殉職者賞じゆつ金等の給付)

第八条 殉職者賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金は、警察職員<sup>の遺族に給付するものとし、その遺族の範囲及び給付を受ける順位等については、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十七条の五及び第十七条の六第二項の規定の例による。</sup>

(警察勲功章等の着用等)

第九条 警察勲功章、警察功労章及び警察功績章は、本人に限り終身着用することができ、その遺族は、これを保存することができる。

2 警察勲功章、警察功労章及び警察功績章は、上衣の右胸に着けるものとし、警察官又は皇宮護衛官が制服を着用するときは、常にこれを着けるものとする。ただし、服務上支障のあるときは、この限りでない。

3 明治四十三年勅令第四百三十八号により警察官吏及び消防官吏の功労記章を、昭和十九年勅令第二百九十八号により警察功労記章若しくは警察功績章を、昭和二十三年国家公安委員会規則第五号により警察功労章若しくは警察功績章を、又は市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の定めるところにより警察功労章若しくは警察功績章を授与された者は、それぞれ、前項に準じてこれを着けることができる。

5 賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金は、警察庁長官が付与する。

(死亡または退職時の表彰)

第七条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡または退職したときは、生前または退職の日にさかのぼつて表彰する。

(殉職者賞じゆつ金等の給付)

第八条 殉職者賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金は、警察職員<sup>の遺族に給付するものとし、その遺族の範囲及び給付を受ける順位等については、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十七条の五及び第十七条の六第二項の規定の例による。</sup>

(警察勲功章等の着用等)

第九条 警察勲功章、警察功労章および警察功績章は、本人に限り終身着用することができ、その遺族は、これを保存することができる。

2 警察勲功章、警察功労章および警察功績章は、上衣の右胸につけるものとし、警察官または皇宮護衛官が制服を着用するときは、常にこれをつけるものとする。ただし、服務上支障のあるときは、この限りでない。

3 明治四十三年勅令第四百三十八号により警察官吏および消防官吏の功労記章を、昭和十九年勅令第二百九十八号により警察功労記章もしくは警察功績章を、昭和二十三年国家公安委員会規則第五号により警察功労章もしくは警察功績章を、または市町村公安委員会もしくは特別区公安委員会の定めるところにより警察功労章もしくは警察功績章を授与された者は、それぞれ、前項に準じてこれをつけることができる。

(警察勲功章等の返納等)

第十条 警察勲功章、警察功労章又は警察功績章を授与された者が、禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受けたときは、これを返納させ、警察職員にふさわしくない非行のあつたときは、これを着けることを停止し、又はこれを返納させることができる。

(警察勲功章等の形状、制式)

第十一条 警察勲功章、警察功労章、警察功績章及び警察協力章の形状及び制式は、別表第二のとおりとする。

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、警察職員の表彰に関し必要な事項は、警察庁長官が定める。

別表第一(第五条、第五条の二関係)

賞じゆつ金の種類	金額
一 殉職者賞じゆつ金 (一) (四) 略	略
二 障害者賞じゆつ金 (一) (三) 略	

備考  
一・二 (略)  
三 第一号(三)及び第二号(二)に定める賞じゆつ金の額は、

(警察勲功章等の返納等)

第十条 警察勲功章、警察功労章または警察功績章を授与された者が、禁錮以上の刑に処せられ、または懲戒免職の処分を受けたときは、これを返納させ、警察職員にふさわしくない非行のあつたときは、これをつけることを停止し、またはこれを返納させることができる。

(警察勲功章等の形状、制式)

第十一条 警察勲功章、警察功労章、警察功績章および警察協力章の形状および制式は、別表第二のとおりとする。

(雑則)

第十二条 前十一条に定めるもののほか、警察職員の表彰に関し必要な事項は、警察庁長官が定める。

別表第一(第五条、第五条の二関係)

賞じゆつ金の種類	金額
一 殉職者賞じゆつ金 (一) (四) 略	略
二 障害者賞じゆつ金 (一) (三) 略	

備考  
一・二 (略)  
三 第一号(三)及び第二号(二)に定める賞じゆつ金の額は、

当該賞じゆつ金に係る警察職員の功労又は障害の程度に応じて警察庁長官が定める。

四 警察庁長官は、障害に係る事案について特に抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者（その障害の程度が第一級に該当する者に限る。）に係る賞じゆつ金の額を第二号（一）に定める額に一九〇万円を加算した額とすることができる。

五 警察庁の職員に係る殉職者賞じゆつ金及び障害者賞じゆつ金の額は、賞じゆつ金の種類に応じて当該金額の欄に定める額（第一号（三）及び第二号（二）に定める額については、三の規定により定められた額をいい、四の規定により定められた額を含む。六において同じ。）の二倍に相当する額とする。

六 地方警務官に係る殉職者賞じゆつ金及び障害者賞じゆつ金の額は、賞じゆつ金の種類に応じて当該金額の欄に定める額を下限とし、その額の二倍に相当する額を上限として、その範囲内において警察庁長官が定める額とする。

七 警察庁長官は、殉職者賞じゆつ金の給付を受ける遺族が国家公務員災害補償法第十七条の五第一項第三号又は第四号に掲げる者であるときは、当該殉職者賞じゆつ金の額を第一号に定める額（同号（三）に定める額については、三の規定により定められた額をいい、四、五又は六の規定により定められた額を含む。）からその額の二分の一に相当する額を減じた額とすることができる。

別表第二（第十一条関係）

当該賞じゆつ金に係る警察職員の功労又は障害の程度に応じて警察庁長官が定める。

四 警察庁長官は、障害に係る事案について特に抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者（その障害の程度が第一級に該当する者に限る。）に係る賞じゆつ金の額を第二号（一）に定める額に一九〇万円を加算した額とすることができる。

五 警察庁の職員に係る殉職者賞じゆつ金及び障害者賞じゆつ金の額は、賞じゆつ金の種類に応じて当該金額の欄に定める額（第一号（三）及び第二号（二）に定める額については、三の規定により定められた額をいい、四の規定により定められた額を含む。六において同じ。）の二倍に相当する額とする。

六 地方警務官に係る殉職者賞じゆつ金及び障害者賞じゆつ金の額は、賞じゆつ金の種類に応じて当該金額の欄に定める額を下限とし、その額の二倍に相当する額を上限として、その範囲内において警察庁長官が定める額とする。

七 警察庁長官は、殉職者賞じゆつ金の給付を受ける遺族が国家公務員災害補償法第十七条の五第一項第三号又は第四号に掲げる者であるときは、当該殉職者賞じゆつ金の額を第一号に定める額（同号（三）に定める額については、三の規定により定められた額をいい、四、五又は六の規定により定められた額を含む。）からその額の二分の一に相当する額を減じた額とすることができる。

別表第二（第十一条関係）

警察勲功章等の形状

(表面) (略)

(表面) 警察功労章、警察功績章及び警察協力章

(裏面) (略)

警察勲功章等の制式

区分 (略)

地金 (略)

大きさ (略)

表面 (略)

裏面 (略)

略章は、警察勲功章については、縦二十七ミリメートル、横二十一ミリメートルとし、警察功労章、警察功績章及び警察協力章については、縦二十ミリメートル、横十五ミリメートルとする。

警察勲功章等の形状

(表面) (略)

(表面) 警察功労章、警察功績章および警察協力章

(裏面) (略)

警察勲功章等の制式

区分 (略)

地金 (略)

大きさ (略)

表面 (略)

裏面 (略)

略章は、警察勲功章については、縦二十七ミリメートル、横二十一ミリメートルとし、警察功労章、警察功績章および警察協力章については、縦二十ミリメートル、横十五ミリメートルとする。

